

松江市 IT 女子スキルアップ研修支援補助金交付要綱

令和 3 年 11 月 19 日

松江市告示第 563 号

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市 IT 女子スキルアップ研修支援補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スキルアップ研修 情報通信産業（以下「IT 産業」という。）への就職に向けて必要となる研修、講座、通信教育及び資格試験をいう。
- (2) 教育機関 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに同法第 124 条に規定する専修学校をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、補助対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市 IT 女子スキルアップ研修支援補助金
補助金交付の目的	市内の教育機関に在籍する女子学生(情報系学部・学科に在籍する者を除く。)に対し、当市が重点的に産業振興を行ってきた IT 産業への就職に必要な技術、知識等の習得に要する費用を補助することにより、若年層女性の市内就職を促し、市外流出に歯止めをかけるとともに、IT 産業の人材不足を解消することを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	スキルアップ研修の受講又は受験(他の補助制度に基づき補助金の交付の申請をし、又は補助金の交付を受けたものを除く。)とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
補助金の交付対象経費	スキルアップ研修の受講料又は受験料とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
補助金の交付の率又は金額	補助金の交付対象経費の 3 分の 2 の額(1,000 円未満切捨て)とする。ただし、5 万円を上限とし、上限金額の範囲内であれば、複数回の交付ができるものとする。

補助対象者の範囲	市内の教育機関に在籍する女子学生。ただし、情報系学部・学科に在籍する者を除く。
終期	令和6年3月31日

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、松江市 IT 女子スキルアップ研修支援補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 教育機関の在学証明書
- (2) 受講又は受験するスキルアップ研修の内容及び受講料又は受験料がわかる書類
(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 領収書等のスキルアップ研修の受講料又は受験料を支払ったことがわかる書類
- (2) 修了証、受験票等のスキルアップ研修を受講又は受験したことがわかる書類
(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（令和3年11月19日松江市告示第563号）

この告示は、令和3年11月19日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。